

府立高等学校教科用図書採択に関する基本方針及び留意事項について

(1) 教科書の使用義務

ア 学校教育法第34条第1項

小学校(中学校、高等学校にも準用)においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

イ 京都府立学校の管理運営に関する規則第14条

学校においては、教育委員会が採択した教科用図書を使用しなければならない。

(2) 教科用図書の採択にかかる事務処理について

(令和4年3月31日付け3初教科第63号通知)

令和4年4月1日以降に高等学校に入学する生徒の教科書については、高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号)(以下、「平成30年学習指導要領」と言う。)の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録(令和5年度使用)」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)(以下、「平成21年学習指導要領」と言う。)の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」(平成30年文部科学省告示第172号)(別添)に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成30年学習指導要領の規定によることとすることができることとなっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同目録の第1部に登載されている教科書のうちから採択することができること。

(3) 教科用図書の推薦に当たっての留意事項

ア 教科用図書の推薦について

(令和4年4月22日付け4教高第463号教育長通知)

(ア) 府立高等学校長は、高等学校学習指導要領の趣旨及び各教科の

「目標」や「内容」を十分に踏まえ、各学校の教育目標、教育課程に相応し、生徒の実態に応じた最も適切な教科用図書を推薦する。

(イ) 各校、教科用図書の推薦に当たっては、専門的かつ綿密な調査研究を行う。

(ウ) 府教育委員会は府立高等学校長からの推薦に基づき、教科書を採択する。

イ 公正確保について(令和4年3月31日付け3文科初第2695号通知)

(ア) 教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が権限を有している。

(イ) 綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となる。